第５０回石巻市都市計画審議会議事録

第１　日　時　　令和８年９月３０日（水）　午後２時から３時１５分まで

第２　場　所　　石巻市役所５００会議室

第３　出席者

・１号委員

石巻専修大学	教授	丸岡　泰
石巻商工会議所	会頭	青木　八州
石巻市農業委員会	委員	伏見　さと子
一般社団法人宮城県建築士協会石巻支部	副支部長	五ノ井　由美

・２号委員

石巻市議会総務企画委員会	委員長	阿部　浩章
石巻市議会環境教育委員会	副委員長	宇都宮　弘和
石巻市議会保健福祉委員会	委員長	山口　荘一郎
石巻市議会産業建設委員会	委員長	鈴木　良広

・３号委員

国土交通省東北地方整備局	
北上川下流河川事務所	所長　畑山　作栄 （代理　副所長　中野　孝）
宮城県東部土木事務所	所長　長谷川　清人
宮城県警察石巻警察署	署長　鈴木　健光 （代理　交通課長　泉　知空）
住民代表	天野　美紀

（敬称略）

・事務局

石巻市	副市長	渡邉　伸彦
〃　建設部	部長	今野　正太郎
	次長	阿部　毅
〃　〃　都市計画課	課長	板橋　好博
	課長補佐	今野　晋吾
	技術補佐	上杉　和久
	都市計画係長	加藤　耕一

（議案説明者）

石巻市建設部下水道建設課	課長	阿部　貴章
	技術課長補佐	小山　茂基

・傍聴者　なし

第４　議事等

報　　告　　第４９回石巻市都市計画審議会承認議案の経過について

議　　事　　第１８０号議案　石巻広域都市計画下水道の変更について

（石巻市流域関連公共下水道の変更）

第１８１号議案　石巻広域都市計画及び河北都市計画下水道の変更について

（石巻市東部流域関連公共下水道の変更）

第１８２号議案　河北都市計画下水道の変更について

（石巻市公共下水道の変更）

第５　議事の結果

第１８０号議案　　全員の賛成により、原案どおり承認された。

第１８１号議案　　全員の賛成により、原案どおり承認された。

第１８２号議案　　全員の賛成により、原案どおり承認された。

第６　その他　（非公開）

石巻市都市計画道路の見直し（中間報告）について

（非公開）

１　開会

【司会】

それでは、ただ今から第５０回石巻市都市計画審議会を開会いたします。

委員の皆様方におかれましては、お忙しい中ご出席いただき、ありがとうございます。

私は、本日司会を務めます、石巻市建設部都市計画課課長補佐の今野と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

２　あいさつ

【司会】

開会にあたりまして、渡邉副市長よりご挨拶を申し上げます。

【副市長】

ただいまご紹介いただきました、副市長の渡邉と申します。

本日は平日の大変お忙しい中、委員の皆様方におかれましては、ご出席いただきましてありがとうございます。

また、本日ご出席の皆様方におかれましては、日頃から大変お世話になっておりまして、この場をお借りいたしまして、御礼を申し上げさせていただきたいと思います。

本来であれば、市長が参りまして、日頃の御礼を兼ねてご挨拶申し上げるところでありますが、あいにく他の公務がございましたので、私の方から預かりましたあいさつ文を代読させていただき、市長からの挨拶とさせていただきます。

第５０回石巻市都市計画審議会の開催にあたり一言ご挨拶を申し上げます。

本日はご多用のところ、委員の皆様にご出席を賜り、誠にありがとうございます。

本日の審議会では、都市計画下水道の変更に係る３議案をお諮りする他、これまで作業を進めて参りました、都市計画道路の見直しについて、中間報告として、見直し道路網の素案をご説明させていただきます。

委員の皆様には、様々な視点から忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げ、簡単ではありますが、挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

令和８年９月３０日石巻市長　齋藤正美　代読でした。

今後ともどうぞよろしくお願いしたいと思います。

【司会】

渡邉副市長ありがとうございました。

３　委嘱状の交付

【司会】

続きまして、「次第３　委嘱状の交付」を行わせていただきます。

本審議会の委員の皆様におかれましては、昨年８月８日から第１１期石巻市都市計画審議会委員をお引き受けいただいておりますが、本年３月２４日に開催いたしました審議会以降、委員の皆様に異動がございましたので、新たに委員に就任いただいた方に委嘱状を交付させていただきます。

お名前をお呼びいたしますので、恐れ入りますが、その場にてご起立をお願いいたします。

２号委員となる市議会議員として、総務企画委員会　委員長　阿部　浩章　様

続きまして、環境教育委員会　副委員長　宇都宮　弘和　様

続きまして、保健福祉委員会　委員長　山口　荘一郎　様

続きまして、産業建設委員会　委員長　鈴木　良広　様

委嘱状の交付につきましては以上となりますが、続きまして市長が必要と認めるものとして委嘱しておりました３号委員の２名につきましても異動がございましたので、すでに委嘱状の交付は差し上げておりますが、ご紹介のみさせていただきたいと思います。

宮城県　東部土木事務所　所長　長谷川　清人　様

続きまして、宮城県警察　石巻警察署　署長　鈴木　健光　様

なお、本日は交通課長の泉様に代理出席いただいております。

皆様の任期につきましては、令和９年８月７日までとなっておりますので何卒よろしくお願いいたします。

続きまして、当審議会の事務局を担当する職員を紹介します。

石巻市建設部　部長の今野でございます。

同じく建設部　次長の阿部でございます。

同じく建設部　都市計画課　課長の板橋でございます。

本日の議案の説明をします、同じく建設部　下水道建設課　課長の阿部でございます。

どうぞよろしくお願いします。

それではここで、渡邉副市長は別公務のため、退席させていただきます。

４　代理出席の承認

【司会】

続きまして、「次第の４　代理出席の承認」からは、石巻市都市計画審議会条例第５条第２項の規定によりまして、丸岡会長に会議の進行をお願いいたします。

丸岡会長、どうぞよろしくお願いします。

【会長】

丸岡です。本日はよろしくお願いいたします。

当審議会、都市計画という名前がついてるのですが、最近ですね、いろいろなものの変化が激しくて、先を見通す計画をするのがとても難しく、どちらかというと現状追認のよ

うな性格のものになっていると感じることもあります。
　とは言いましても、やはり先のことを何とかできるだけ見ておかなければなりませんので、皆さんのご協力をお願いいたします。
　それでは早速ではございますが、代理出席について事務局から説明をお願いします。
【事務局】
　本日は行政機関から選出の２名の委員様方から、代理の職員の出席についてご報告をいただいております。
　国土交通省東北地方整備局北上川下流河川事務所長　畑山　作栄　委員の代理として、
　同事務所　副所長　中野　孝　様
　宮城県警察石巻警察署長　鈴木　健光　委員の代理として、
　同警察署　交通課長　泉　知空　様にそれぞれご出席いただいております。
　畑山委員及び鈴木委員は、行政機関からの選出委員であり、組織としての意思を代表して表明する立場であることから、同一組織の職員であれば、支障がないものと考えておりますので、ご承認いただきますようお願いいたします。
【会長】
　それでは代理出席者を本日開催の審議会の委員として承認することでよろしいでしょうか。
(「異議なし」の声)
【会長】
　ありがとうございます。承認されたものとして処理させていただきます。
【会長】
　それでは次に、報告に入る前に、本日の会議の成立についての報告、配布資料の確認を事務局からお願いします。
【司会】
　それでは、本日の審議会の成立についてご報告を申し上げます。
　石巻市都市計画審議会条例第６条第２項の規定により、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない規定になっております。
　本日は、委員１３名中、代理出席を含め１２名のご出席をいただいておりますので、本会議は成立しておりますことをご報告いたします。
　次に、本日の配布資料を確認させていただきます。
　お手元に配布させていただきました資料をご覧ください。
　・本日の次第
　・石巻市都市計画審議会委員名簿
　・座席表
　・表紙番号１　第４９回石巻市都市計画審議会承認議案の経過について
　・表紙番号２　報告に関する参考資料
　・表紙番号３　議案書

・表紙番号４　議案に関する参考資料
・表紙番号５　その他に関する資料
以上となります。資料等に不足はございませんでしょうか。
(「不足なし」の声)
なお、本日配布させていただきました「表紙番号５　その他に関する資料」につきましては、非公開の内容となっております。会議終了後に資料を回収させていただきますので、ご協力お願いします。
それでは丸岡会長、引き続き会議の進行をよろしくお願いいたします。

５　報告

【会長】
それでは「次第５　報告　第４９回石巻市都市計画審議会承認議案の経過について」、事務局から説明をお願いします。

【事務局】
「第４９回石巻市都市計画審議会承認議案の経過について」報告いたします。
着座にて失礼いたします。
「表紙番号１の資料」をご覧ください。
本件は、本年３月２４日に開催しました第４９回都市計画審議会において、ご承認いただいた議案の経過報告となります。
第１７６号議案については、水押地区及び開北地区における市街地と河川堤防区域界の現状整理、いわゆる「界線整序」を目的とした区域区分の変更を、決定権者である宮城県へ申出することについてご承認をいただいたもので、本年５月２２日付けで申出を行っております。
概要を説明いたしますので、「表紙番号２の参考資料」をご用意いただき、２ページをご覧ください。
「界線整序」を目的として、市街化調整区域から市街化区域に編入する範囲につきましては、ピンク色で塗りつぶしている範囲、水押地区の一部、２か所合わせまして約０．１８ｈａ、反対に、市街化区域から市街化調整区域に編入する範囲については、黄色で塗りつぶしている範囲、開北地区の一部約０．６３ｈａとなっております。
当該地区においては、市街地と河川堤防区域との境界は、市街化区域と市街化調整区域の境界である区域区分と概ね一致しておりますが、一部の範囲において一致していない状況となっていることから、現況に即して区域区分の変更を行い、適正な土地利用が図られるようにするものでございます。
なお、申出後は、宮城県において変更手続を進めており、令和９年度上旬の変更手続の完了を予定しているところでございます。
次に、第１７７号から１７９号議案についてご説明いたしますので、「表紙番号１の資料」にお戻りください。

３議案とも石巻広域都市計画被災市街地復興推進地域を変更したものであり、第１７７議案は石巻西部地区、第１７８号議案は石巻中部地区、第１７９号議案は石巻東部地区を、それぞれ廃止としたものでございます。

関連する議案でありますことから、３議案一括でご説明させていただきます。

当該地域は、東日本大震災に伴い、被災市街地復興特別措置法　第５条に基づき定められた地域であり、「大規模な火災、震災等により相当数の建築物が滅失し、土地利用の動向等からみて不良な街区の環境が形成されるおそれがある地域」であることや、「その緊急かつ健全な復興を図るため、土地区画整理事業、市街地再開発事業その他の市街地開発事業の施行、道路、公園等の公共の用に供する施設の整備、市街地の復興に必要な住宅の供給のための措置等を講ずる地域」として本市が決定したものでございます。

概要を説明いたしますので、「表紙番号２　報告　参考資料」の３ページをご覧ください。

第１７７号議案となる「石巻西部地区被災市街地復興推進地域」は、資料左側の黄色着色された範囲で、釜・大街道地区に位置しております。

次に４ページをご覧ください。

第１７８号議案となる「石巻中部地区被災市街地復興推進地域」は、資料中央の黄色着色された範囲で、主に南浜、中央、中瀬、湊地区に位置しております。

次に５ページをご覧ください。

第１７９号議案となる「石巻東部地区被災市街地復興推進地域」は、資料右側の黄色着色された範囲で、渡波地区に位置しております。

いずれの地域におきましても令和６年度までに、決定した目的を達成したことから、廃止とする変更のご承認をいただき、本年４月２０日付けで変更告示を行い、手続が完了しております。

以上、報告に関する説明を終わります。

【会長】

委員の皆様から何かございますでしょうか。

（質疑なし）

【司会】

それではここで説明者の入れ替えを行いますので、暫時お待ちいただければと思います。

それでは丸岡会長、引き続き会議の進行をお願いいたします。

６　議事

【会長】

それでは「次第　６　議事」に入ります。

「第１８０号議案石巻広域都市計画下水道の変更について石巻市流域関連公共下水道の変更」

「第１８１号議案石巻広域都市計画及び河北都市計画下水道の変更について石巻市東部流域関連公共下水道の変更」

「第１８２号議案河北都市計画下水道の変更について石巻市公共下水道の変更」の審議に入ります。

３案件については、関連する議案でありますので、事務局から一括で説明をお願いいたします。

【事務局（下水道建設課)】

改めまして、下水道建設課の阿部でございます。

私の方から本日の内容について説明をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。着座にて失礼します。

本日提案している議案の説明前に、現在本市で事業を進めております「公共下水道事業」について簡単にご説明申し上げます。

本市の「公共下水道事業」は、昭和４８年度に単独公共下水道として事業に着手し、昭和５６年１０月から供用を開始しております。

平成１７年４月１日の石巻地域１市６町による合併を経まして、現在では流域関連公共下水道として北上川下流東部処理区及び北上川下流処理区の２処理区、単独公共下水道として、飯野川処理区、北上処理区、鮎川処理区の３処理区、合計５処理区について事業認可を受け整備を進めております。

下水道の普及率としては、令和７年度末時点で７３．４％となっております。

本市の都市計画下水道として事業を行っている地区は、旧石巻地区の全部及び河南・河北地区の一部となっております。

それでは第１８０号議案「石巻広域都市計画下水道（石巻流域関連公共下水道）の変更」についてご説明いたしますので、「表紙番号３　議案書」の１ページをご覧願います。

今回の変更は「２　排水区域」となります。

変更の概要といたしましては、令和７年度の宮城県生活排水処理基本構想の見直しに伴い、効率的な下水道計画区域の再検討を行ったことから、石巻市公共下水道全体計画との整合を図り、効率的な下水道整備を行うため、汚水排水区域を変更するものでございます。

汚水排水区域につきましては約１，４８６ｈａに変更となります。

別紙「表紙番号４　参考資料」の１ページ「２　排水区域」に詳細な面積を記載してございますので、ご確認願います。

また「参考資料」の３ページから８ページまで、都市計画を変更する土地の区域といたしまして、追加・廃止となる字名を記載しております。

「表紙番号３　議案書」に戻っていただき、２ページの汚水排水区域の追加箇所についてご説明いたします。

赤で着色した箇所が今回追加箇所となっておりますが、「総括図」ではわかりにくいため、「表紙番号３　議案書」の１４ページの「計画図」をご覧願います。

図面左ページに小さく赤で着色しておりますが、こちらの区域は市街化調整区域から市街化区域に編入となったため、汚水排水区域に追加するものであり、本日提案する議案の中でも追加箇所はこの場所のみとなります。

続いて、汚水排水区域の廃止箇所についてご説明いたしますので、２ページの「総括図」に戻っていただきまして、黄色で着色した箇所が今回廃止箇所となっております。

こちらは将来人口や汚水排水量等を比較検討した結果、下水道よりも個別処理、合併処理浄化槽での処理が有利と判断されたため、汚水排水区域を廃止するものでございます。

４ページから１６ページの資料につきましては、河南地区及び石巻地区の詳細な計画図となっておりますのでご確認願います。

なお、今回提案する議案は、汚水排水区の変更となり、雨水排水区域に変更はございません。

「表紙番号４　参考資料」の９ページから２１ページにつきましては、字界図の資料となっており、２２ページ以降は根拠資料等となっているため、説明は割愛させていただきます。

第１８０号議案についての説明は以上となります。

続いて、第１８１号議案「石巻広域都市計画及び河北都市計画下水道（石巻市東部流域関連公共下水道）の変更」についてご説明いたします。

「表紙番号３　議案書」の１７ページをご覧願います。

今回の変更は「２　排水区域」の変更となり、変更の概要といたしましては、先程説明いたしました第１８０号議案と同様、令和７年度の宮城県生活排水処理基本構想の見直しに伴い、効率的な下水道計画区域の再検討により、汚水排水区域を変更するものでございます。

汚水排水区域につきましては、約９２２ｈａに変更となります。

「表紙番号４　参考資料」の３３ページ、「２　排水区域」に詳細な面積を記載してございますので、ご確認願います。

また別紙「参考資料」の３５ページから４０ページまで、都市計画を変更する土地の区域といたしまして、廃止となる字名を記載しております。

「表紙番号３　議案書」１８ページ及び１９ページの「総括図」に戻っていただき、汚水排水区域の廃止箇所についてご説明いたします。

先程も説明いたしましたが、黄色で着色した箇所が今回廃止箇所となっておりまして、こちらにつきましても、将来人口や汚水排水量等を比較検討した結果、下水道よりも個別処理、合併処理浄化槽での処理が有利と判断されたため、汚水排水区域を廃止するものでございます。

「議案書」２１ページから３０ページの資料は、石巻地区の詳細な計画図となっており、３２ページから３５ページの資料は、河北地区の詳細な計画図となりますのでご確認願います。

なお、雨水排水区域に変更はございません。

「表紙番号４　参考資料」の４１ページから５４ページにつきましては、字界図の資料となっており、５５ページ以降は根拠資料等となっているため、説明は割愛させていただきます。

第１８１号議案についての説明は以上となります。

続きまして、第１８２号議案「河北都市計画下水道（石巻市公共下水道）の変更」についてご説明いたします。

「表紙番号３　議案書」の３６ページをご覧願います。

今回の変更は「２　排水区域」となり、変更の概要といたしましては、これまで説明した内容と同様、令和７年度の宮城県生活排水処理基本構想の見直しに伴う、下水道計画区域の再検討による、汚水排水区域を変更するものでございます。

汚水排水区域につきましては約８６ｈａに変更となります。

「表紙番号４　参考資料」の６７ページ、「２　排水区域」に詳細な面積を記載してございますので、ご確認願います。

また「参考資料」の６８ページに、都市計画を変更する土地の区域といたしまして、廃止となる字名を記載しております。

「表紙番号３　議案書」３７ページの「総括図」に戻っていただきまして、汚水排水区域の廃止箇所についてご説明いたします。

これまでの説明同様、黄色で着色した箇所が今回廃止箇所となっておりまして、こちらについても、将来人口や汚水排水量等を比較検討した結果、下水道よりも個別処理、合併処理浄化槽での処理が有利と判断されたため、汚水排水区域を廃止するものでございます。

「議案書」３８ページおよび３９ページの資料は、飯野川地区の詳細な計画図となっておりますのでご確認願います。

なお、雨水排水区域に変更はございません

「表紙番号４　参考資料」の６９ページおよび７０ページにつきましては、字界図の資料となっており、７１ページ以降は根拠資料等となっているため、これまで同様、説明は割愛させていただきます。

第１８２号議案についての説明は以上となります。

ご報告となりますが、今回の都市計画変更に伴い変更案の縦覧を令和８年８月２８日から同年９月１１日まで行ったところ、縦覧者及び意見書の提出はございませんでした。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

【事務局（下水道建設課）】※資料訂正

申し訳ございません。資料訂正のご報告をさせていただきます。

今説明いたしました、「表紙番号４　参考資料」にあります、「２．排水区域」「⑴汚水」の「排水区域に追加する区域」、それから「廃止する区域」中の字名にルビを振ってありますが、文字の抜け等ございましたので、後程修正いたしまして、お送りするようにしたいと思います。

訂正と併せて、お詫び申し上げます。

【会長】

委員の皆様から何かございますでしょうか。

【委員】

一点確認させてください。

「議案書の３」の６ページの図面ですと、すでに決定している土地から飛び地のような形で廃止する区域が島のような形であります。その場所については、周辺までは、下水道の整備は行っているのでしょうが、今後将来の見通しを見て、ここにはもう供給をしないということの決定であるのかなと思っております。

例えば、ここの所有者が今後変わって新しい建物を建て、下水道に接続したいという場合は、改めてこの計画の変更が必要になるという認識でよろしいでしょうか。お伺いします。

【会長】

事務局よろしくお願いします。

【事務局（下水道建設課）】

ご質問にお答えします。

回答としては、今ご質問をいただいた内容どおりですが、例えば持ち主が変わった場合等に下水道を繋げたいという方につきましては、現状全体計画から外れておりますが、取付管を設置し、区域外流入という方法もございます。

そういった場合に、取付管が必要であれば、市に取付管の申請をしていただくという対応で問題ないと思われます。

【会長】

よろしいでしょうか。

【委員】※同委員

８ページには、今度は逆に、廃止する区域の中にすでに既存の決定区域が島のように残っている部分があります。

飛び地になっていて、そこに下水道が伸びていると推測しますが、この黄色い区域である供給区域外であっても、下水道管に近い方々が申請をすれば、区域外流入という形の手続で、接続できるという認識でよろしいですか。

【会長】

事務局お願いします。

【事務局（下水道建設課）】

ご質問にお答えします。

今回、生活排水処理基本構想の見直しの中で、黄色になった区域は未整備地区であり、その区域が集合処理、要は下水道で処理した方が良いのか、個別処理で実施した方が良いのか、区域単位で検討させていただいております。

その検討内容は、費用比較を行っており、下水道の計画どおりに下水道を入れた場合に、

接続する戸数が多ければ多いほど集合が有利になりますが、現状、その区域で費用比較を行った場合、黄色になっているということは、個別処理で実施した方が優位であるという結果になってございます。

今回見直しを実施した一番の要因は、人口減少等により社会情勢が変わったというところであり、今回の見直しにより集合処理から個別処理になった区域は、今後区域内の人口が増加しない限り、判定が覆ることが無いと思っております。

【会長】

よろしいでしょうか。

【委員】

はい。

【会長】

他にございませんでしょうか。

【委員】

よろしくお願いいたします。

先ほどのお話で、飛び地になってしまったところに、新たに例えば新築住宅を建てたいという場合、下水道を接続したいという時、取出管の手続はできるが費用はお客様持ちになるのでしょうか。

【会長】

事務局お願いします。

【事務局（下水道建設課）】

お答えいたします。

補足の説明になりますが、飛び地で必ずしも下水道が簡単に接続できるわけではございません。先ほどご説明したとおり整備のすぐ直近の方とかで少し管を伸ばせばというような方は、区域外流入という方法で、公共下水道に接続するという可能性はあります。

ただ、すべての区画、場所が、それに該当するかというのはやはり、１件１件相談を受けてからということになります。

また、公費負担か私費かという話ですが、原則的には私費、「わたくしの費用」で接続をしていただくということになるかと思います。

先ほども述べたように、既に下水道全体計画区域から外してしまったので、基本的には自己負担という解釈でお願いいたします。

【委員】※同委員

私の住まいの近くで、まさに去年、一昨年辺りは下水道工事をしていて、家の前の通りもそろそろ来るかなと思って待っていたのですが、来ないまま廃止になってしまうのかなと思うと、ちょっとあれっていう感じがしてしまいます。

そういう方が結構多いのではないかなということで、やはり下水道がないことで不動産価値がその分少し下がってしまうといいますか、下水道が通ってないことによって宅地が今でも大分空き地が多いですし、空き家も多いのに、さらにそういうことが重なり、

だったら違うところ、ちょっと新しいエリアにしようかということで、さらなる人口流出が進んでしまうこともあり得るのではないかと思い、その確認でした。

例えば大きい通りには下水が入っていて、そこからわき道に入る３件４件が、もし、やはりうちも下水道に接続したいとなった場合、まとまってお願いをして手続をすると、公費で少なくとも道路までは通していただくとかそういう可能性もあり得るのでしょうか。

【事務局（下水道建設課）】

先ほども言いましたが、物理的に接続が可能なエリアであって、一番わかりやすいのは、個人の方が共有でお持ちになっている私道、例えば２件以上であること等、条件はありますが、条件に合致して、かつ接続が可能であれば、公費で整備は実施しますが、それが区域外となりますと、１件１件の個別の相談ということになり、基本的に区域外であれば、個人の費用負担ということになります。

【委員】※同委員

ありがとうございます。

あともうひとつ質問です。この背景というのは当然、財政というかお金がかかるからということだと思うのですが。予算的なところかなとは思うのです。

下水道工事をしたが、結局、下水道接続をしていない家庭も多いと思うのです。

宅地内までの引き込みは公費でしてもらったが、合併浄化槽があることから、結局下水道は使ってない。そういう方の割合はどれぐらいあるのかなと。

工事費用をかけて公費で整備したものの使われてない下水道情報があれば教えていただきたいです。

【会長】

事務局お願いします。

【事務局（下水道建設課）】

それではお答えします。

水洗化率という形で数値化してございまして、汚水処理全体でいうと、令和７年度末の数値は、７９．５％になってございます。

委員さんのお住まいの地域で言うと、北上川下流流域の処理区となりますが、石巻地区で言いますと、７９．４％という数字になってございます。

【委員】

ありがとうございます。

思ったよりは使っているのかなと思いました。

【会長】

よろしいでしょうか。

他にございませんでしょうか。

（質疑なし）

【会長】

３議案一括で説明がありましたが、採決は１件ずつ行います。それでは、お諮りします。

「第１８０号議案石巻広域都市計画下水道の変更について石巻流域関連公共下水道の変更」について賛成の方は挙手をお願いします。

※　委員による挙手

全員の賛成により本案は、原案のとおり承認されました。ありがとうございます。

続いて、お諮りします。

「第１８１号議案石巻広域都市計画及び河北都市計画下水道の変更について石巻市東部流域関連公共下水道の変更」について賛成の方は挙手をお願いします。

※　委員による挙手

全員の賛成により本案は、原案のとおり承認されました。ありがとうございます。

続いて、お諮りします。

「第１８２号議案河北都市計画下水道の変更について石巻市公共下水道の変更」賛成の方は挙手をお願いします。

※　委員による挙手

全員の賛成により本案は、原案のとおり承認されました。ありがとうございます。

本日、審議会へ諮問があった案件の審議は以上になります。

今後、審議会を代表して市長に答申を行いますが、詳しい日程等については事務局にお任せする事としたいと思います。皆様いかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

７　その他　（非公開）

【会長】

それでは長時間にわたりありがとうございました。

進行を事務局にお返しします。

【司会】

丸岡会長、議事進行ありがとうございました。

以上をもちまして、第５０回石巻市都市計画審議会を終了いたします。

委員の皆様、本日は誠にありがとうございました。